

特定事業場等の水質測定項目及び回数を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の12に規定する水質測定義務の履行に関する指導及び下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条第2号ただし書に規定する測定回数に関し、必要な事項を定め、公共下水道の維持管理が適切に行われることを目的とする。

(測定項目)

第2条 測定対象事業場（法第12条の2第1項に規定する特定事業場及び前橋市公共下水道条例（昭和37年前橋市条例第54号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する除害施設を設置した事業場並びにその他水質を監視する必要があるとして前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認めた事業場をいう。以下同じ。）が測定しなければならない測定項目は、管理者が指示する項目及び測定対象事業場が必要と考える項目とし、次に掲げる事項を考慮して決定するものとする。

- (1) 使用原材料、使用薬品及びそれらの使用方法等から、公共下水道に排除されるおそれのある物質
- (2) 製造品目、操業内容及び業種等から、公共下水道に排除されるおそれのある物質
- (3) 除害施設の除害対象物質
- (4) その他必要と認められる物質

(測定回数)

第3条 水質測定の回数は、別表に定めるとおりとする。ただし、下水排除基準（法第12条の2及び条例第10条に定める公共下水道へ排除される下水の水質基準をいう。以下同じ。）の超過等の状況に応じ、管理者は水質測定の回数を別途指示するものとする。

(測定対象事業場の責務)

第4条 測定対象事業場は、測定結果が下水排除基準を超過した場合は、速やかに原因を調査し、必要な対策を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱のほか、群馬県流域下水道維持管理要綱又は他法令等に別の定めがある場合はこの限りでない。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	日平均排水量	有害物質	生活環境項目等
	特定事業場		
50m ³ /日未満		1月につき1回以上	
上記以外の事業場	50m ³ /日以上	1月につき1回以上	1年につき1回以上
	50m ³ /日未満	1月につき1回以上	

- ※1 有害物質とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第一の上欄に掲げる有害物質のうち、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物を除いたものをいう。
- ※2 生活環境項目等とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第二の上欄に掲げる項目のうち、温度及び沃素消費量を加え、化学的酸素要求量及び大腸菌群数を除いたものをいう。